



標 茶 町

発行 標茶町農業委員会  
編集 広報委員会  
川上郡標茶町川上4丁目2番地  
電話 485-2111  
(内線171・172)  
FAX 485-4111

# 農業委員会だより



農業委員会だより広報委員会の様子

**主な内容**

全道農業者年金研究会に参加して.....	P. 2
女性農業委員・推進委員の活動強化研修会に参加して.....	P. 2
農業委員会道内視察研修に参加して.....	P. 3
標茶町ニューホーム推進協議会の活動.....	P. 3
編集後記.....	P. 3
農地転用は許可が必要です.....	P. 4
農業者年金の加入者・受給者の方へ.....	P. 4



農業委員会総会は毎月 **25** 日に開催を予定しています

- 許可申請書、農用地利用集積計画の申出、現況証明願書は、当月の10日までに農業委員会に提出してください。

## 全道農業者年金研究会に参加して

農業者年金は平成13年12月まで賦課方式でしたが、平成14年1月からは、積立方式の新しい年金制度に変わりました。

新制度発足と同時に平成13年12月までの制度が廃止されましたが、旧制度の受給者、待機者に対しての年金の給付は継続しています。

農業委員会では、毎年2月に農業者年金研修会及び相談会を開催し受給待機者みなさんの個人相談に応じております。また、毎年10～12月の営農計画前に戸別訪問を実施し、農業者年金の普及と加入推進をいたしており、特に若い後継者のみなさんと女性の加入推進を強化しております。

最近は経営規模の大型化に伴って、法人化される方も増えて厚生年金に切り替えとなる方もおりますが、受給時には、過去に掛けていた農業者年金も合わせて受給できます。

以上、農業者年金の制度について簡単に触れさせていただきましたが、去る1月28日に札幌市において北海道農業会議主催で農業者年金研究会が開催され、本農業委員会より委員4名、事務局1名で出席してきました。

主催者挨拶のあと、札幌市のTKCあらい税理士事務所所長荒井利幸氏の講演があり、演題「農業経営を継承する際の税制上の留意点」でした。(①親子間の事業継承 ②農業分類の農業用



女性農業委員活動強化研修会の様子

資産の移動方法 (3) 法人化に向けている農業経営 (4) 法人設立後の実務 (5) 留意分に関する民法の特例 (6) 消費税

講演でプロならではの節税方法は、大変参考になつたところです。

続いて独立行政法人農業者年金基金理事長による情勢報告で「資産運用と農業者年金について」の中で運用についての話で国債と株式での運用でローリスクの手堅い運用に務めているのと安心をしたところです。

最後に農業者年金の一層の加入推進と農業者年金協議会の輪拡大に向けた申し合わせを決議して閉会となりました。以上年金研究会での一部の紹介といたします。

研修では、はじめに道農政部農業経営課の駒井敦主査による「道内における女性農業者等の活躍と女性農業委員の求められる活動～女性農業者の活躍に期待すること～」についての講演があり、事例報告では北見市第2農業委員会の森谷裕美委員の「女性農業者・経営者としての農業・地域への取り組み」が発表されました。駒井氏は、北海道農業が他府県と比べ経営規模が大きく専業農家の割合が高い事などから、農村社会が男性主体となる傾向が強く女性の登用が進んでいない状況を、女性農業者の農業経営・農村社会への参画割合を%の数字で説明し、その上で国の「男女共同参画基本計画」にそつて女性が活躍できる農業・農村づくりを推進するための取り組み、特に次世代を担う若手女性農業者の活躍を後押しするための対策など、関係機関・団体で「北海道農業・農村パートナーシップ推進連絡会議」を設置し役割分担のもとに連携を図りながら効果

## 女性農業委員・推進委員の活動強化研修会に参加して

年が明けて1月30日札幌で道内女性農業委員と農地利用最適化推進委員を対象とした活動強化研修会が開催され、標茶町からは3名の女性農業委員と事務局職員1名で参加しました。

会場は道内各地から集まつた119名の参加者で満席の状態でした。

事例報告をされた北見市の森谷委員は山形県から入植した80年以上続く農家の4代目農業経営者です。森谷委員が代表を務める有限会社森谷ファームは40haの畑にタマネギ22ha、白花豆3haを栽培しています。入植当時の土壤は肥沃ではなく石がとても多い悪い条件の土地で一つ一つ石を拾いながら数々の困難に努力を重ねて、現在、白花豆は日本一の生産量を誇るようになりました。「るべしへ白花豆くらぶ」ではSNSの発信に取り組み生産者と製菓店、飲食店、観光業者などと連携し、白花豆を地域ブランドとして次世代に繋がる活動をしています。最近ではG-GAP資格を取得して、農業の未来をつくる女性活動経営体100選(WAP100)も受賞されています。また女性の視点から、子育てママのためのフレックスタイム制の導入・暗黙知識のマニュアル化・何でも話しやすい環境作り・畑に水洗トイレの設置・得意分野にポジションの配置など職場改善に取り組まれています。「会社としての課題は山積み」と話されていましたが、北見市・常呂・留辺蘂地区最初の女性農業委員として、今は3名に増えた女性委員とともに6月にはオホーツ

ク管内22名の女性委員が集まり意見交換会を開くなど活躍の場を広げています。森谷委員は「女性に求められる期待は大きく、農業は女性の特性を生かせるとよく言われるが、女性に向いているかどうかではなく人間として個人として向いているかどうかであって、だからしらなくていいという考え方だけはなくすよう」と訴えていました。最後に「新しい活動も連携してならであります。」と活動の幅を広げていければ」と結ばれていました。

森谷委員自身も4代目を継ぐに至ってはいろいろ悩まれた事も多く、でも周りの環境が後継者に育ててくれて、入植した祖父母の時から次の世代のために毎日石を拾い続けてくれた思いを引き継ぐことができたと話された姿勢に感銘を受けた事例発表でした。  
(農業委員 橋 澄子)

農業委員・推進委員活動強化研修会に参加して

農業委員自身も4代目を継ぐに至ってはいろいろ悩まれた事も多く、でも周りの環境が後継者に育ててくれて、入植した祖父母の時から次の世代のために毎日石を拾い続けてくれた思いを引き継ぐことができたと話された姿勢に感銘を受けた事例発表でした。  
(農業委員 橋 澄子)

まず、基調講演として、酪農学園の農食環境学群循環農学類教授の井上誠司氏の「地域型法人の設立に伴う農業振興と地域維持の実態とその成果」と題して講演されました。すべてが農業の法人化についての話で、法人の現状や紹介、成果などで、あまり教授の意見は聞けなかったのがとても残念でした。また、法人化によるメリットを前面に出していました。個人的には政府の関係者寄りの考え方方にさえ感じました。時間的な問題もあってなのか、もう少し色々な方向や側面から見た考え方や意見がほしかった様な気がします。

次に事例報告として、網走農業改良普及センター美幌支所専門主任の綾部京子氏による「津別町における農地所

有適格法人の設立と設立後における農業経営の状況などについて」と題して津別町の法人紹介が行われました。報告会と申しますが、畑作の法人の紹介だったので、説明だけで終わつたのは仕方ないので、我々酪農家には直接受けてはまらないように感じました。

いずれにせよ我々は、法人化と言うことも日々頭において、これからTP

PやEPA、刻々と変わり行く社会情勢、農業状況を見据えながら、先見の明をもつて日々努力していくしかないのではないかと思つてゐるところです。

今後も交流会形式に拘らず、新たな企画を考え提供させていただきたいと思つてゐます。ご要望などありましたら、お気軽に農業委員会事務局にお寄せください。ただきますようお願い申し上げます。

(農業委員 嶋中 勝)

去る1月29日に札幌の第二水産ビルにおいて、市町村農業委員会活動研修会へ、4名の農業委員と事務局職員2名と共に参加してきました。例年のごとく到着後昼食もそこそこに会場入り。すでに会場はほとんど満席状態でした。

編集後記

農業委員会では、農業後継者のパートナーとの出会いの場を提供する「標茶町ニューホーム推進協議会」の事務局を担っています。標茶町農業協同組合と連携し町内や札幌での交流会、他の市町村と連携して行っている「北海道農業青年と関西女性との交流会」などの企画・運営を行っております。

幸せなカップルが誕生した時の喜びは非常に大きく、様々な課題を工夫しながらより良い催しにしていきたいと努力しています。

今年も交流会形式に拘らず、新たな企画を考え提供させていただきたいと思つてゐます。ご要望などありましたら、お気軽に農業委員会事務局にお寄せください。ただきますようお願い申し上げます。

## 標茶町ニューホーム推進協議会の活動



農業委員・推進委員活動強化研修会に参加して

# 全国農業新聞

毎週金曜日発行 B3版8~10頁  
購読料:月700円[送料、税込み]

全国農業新聞は農業委員会組織が発行する農業総合専門誌です。

「週刊」の時間を生かし、わかりやすくまとめています。さらに全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

購読のお申し込みは農業委員会事務局まで。



(広報委員 甲斐 やす子)

# ★農地転用は許可が必要です！

まずは農業  
委員会に相談

## ◆農地転用に関する法律◆

農地の転用に関する法律には、農地法(標茶町農業委員会対応)と農振法(標茶町農林課対応)の2つの法律があり、それぞれに申請し、許可を受ける必要があります。

ここでは、農地法について説明します。

## ◆農地転用ってなに？◆

農地に農家住宅や農業施設(牛舎・格納庫等)を建設したり砂利を採取するなど、農地を農地以外の用途に使うことを「農地転用」といい、実施前に農業委員会の許可が必要となります。



## ◆許可を受けずに転用したり、 許可どおりに転用しなかったら？◆

許可を受けないで無断で農地を転用した場合や転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することとなり工事の中止や原状回復等を命令される場合があります。(農地法第51条)また、罰則の適用があります。

※農地法第64条:個人の場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

※農地法第67条:法人の場合、1億円以下の罰金

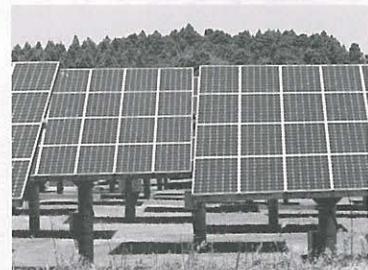
## ◆農地を転用できない施設とは？◆

本町では、農業に資する施設〔後継者住宅、農業用施設(格納庫、牛舎、堆肥場等)〕以外転用することはできません。

## ソーラーパネル発電設備の設置を検討されている方へ

農地にソーラーパネル発電設備の設置はできないことはご存知のことと思いますが、たとえ耕作していない部分といえども地目が畑・牧場の場合や農業振興区域内農用地区域に指定されている場合は、農地法や農業振興地域の整備に関する法律に基づく制限がある場合があります。

設置を検討する際、その土地にどのような法律の網がかかっているのか、今一度ご確認ください。ご相談は、農業委員会・役場農林課にて承ります。お気軽にご相談ください。



## ◆農業者年金の加入者・受給者の方へ◆

### ◇経営移譲年金(旧制度)・特例付加年金(新制度)の受給について

旧制度または、新制度において保険料の国庫補助を受けている加入者で要件を満たす方は、定められた手続きにより旧制度で経営移譲(65歳到達前に行う必要があります。)を行った場合は経営移譲年金を、新制度で経営継承を行った場合は特例付加年金を受給することができます。

受給資格の確認等については農業委員会事務局までお問い合わせください。

### ◇農地の譲渡・貸付・転用などは事前に相談を

農地の譲渡・貸付・転用などをした場合、経営移譲年金や特例付加年金の受給を予定している方は、加算付年金を受給できないことがあります。また既に経営移譲年金や特例付加年金を受給している方は、年金の加算部分の支給が停止になることがあります。これらの方は、譲渡などの許可申請の前に農業委員会事務局までご相談ください。

### ◇受給者の現況届の提出について

農業者年金受給者は、毎年1回、現況届を農業委員会事務局へ提出する必要があります。提出がない場合は、年金の支給が差止めとなりますのでご注意ください。

現況届は、農業者年金基金から受給者のご自宅へ郵送されますので、提出期限(毎年6月末日)までにご提出ください。

### ◇加入者・受給者が死亡された場合

加入者や受給者が死亡された場合は、遺族による届出が必要です(窓口は、農協です。)

加入者の死亡に関する届出が遅れた場合は、保険料が徴収されたり、遺族への死亡一時金の支給に支障が生じたり、また、受給者の死亡に関する届出が遅れた場合は、年金の過支給が発生し返還する可能性もありますので、ご注意ください。

### ◇転居・転出された場合

加入者や受給者が転居や転出された場合は、新たな住所を管轄する農協への届出が必要です。届出が遅れた場合は、農業者年金基金などからの重要な郵便物が届かないこととなりますのでご注意ください。